

おくやみ ハンドブック

～ご遺族のための手続き案内～

鈴鹿市

2023年12月発行



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2023年12月発行

発行：鈴鹿市

編集・デザイン：株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為（SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等）は法律で禁じられています。

ゆとりの公園墓地

宗旨・宗派は
問いません

三重国際霊園

職員常駐!
ご見学予約・ご相談は
下記までお気軽に
お電話ください

ご見学・ご相談は毎日受付中

土日祝も営業(水曜定休)※水曜が祝日の場合は営業

ご夫婦用・ご家族用も大好評

樹木葬

個別でお花・お線香のお供え可!

“跡継ぎの心配が無くなりました”の
お声が多数!

ご見学数 No.1

墓地+墓石セット

25万円 (税込) 1人用~

年間管理料込み
年2回のご供養
合祀あり

お墓参りが遠い・管理や費用面が大変、墓地環境が良くないなど
墓じまいのご相談も承ります

今なら お墓じまいした(改葬になる)お骨は、
何体あってもまとめて

初期費用のみ **25万円**で 樹木葬へ

※墓じまい費用は別途

跡継ぎでお悩みの方に最適です

永代墓

後々の不安も一気に解消!
ご夫婦~ご家族用まで

DX

ペア

スタンダード

NEW デザイン販売開始

お骨もお墓も永代で個別管理!

墓地+墓石セット

88万円 (税込) 2人用~

年間管理料込み
年2回のご供養
合祀なし(お墓撤去なし)

一般墓地

みんなで長く使えてお得!
後の世代の負担も減らせます

好きな言葉を刻字できます。
キャッチフレーズや座右の銘など

墓地と墓石でこの価格!!

墓地+墓石セット

88万円 (税込)

墓地代35万円・墓石代53万円

年間管理料はわずか**4,000円**

全区画永代供養付き 年に二回合同供養

一般墓地にてお墓建立後、跡継ぎが不在になっても、無料で永代供養墓地へ改葬いたします。

さらに 永代供養墓地へ改葬後は **管理料不要**

お骨は永代管理いたします。おまかせください。

セット内容 ●墓地代(永代使用料) ●巻石(みかげ石本座) ●墓石(みかげ石本座) ●刻字一式 ●掘付工事一式 ※管理料は含まれておりません。

墓地は広々快適!
(1.35m×1.5m)

※画像はイメージです。

※価格は2023年8月時点のものです。価格改定や販売終了なる場合がございます。

土日祝も営業中
水曜日定休
株式会社 加登

お問い合わせ・お申し込みは
受付時間 9:00~17:00
霊園所在地/鈴鹿市石薬師町850-1

059-374-3448

経営主体:宗教法人月光寺(許可番号 鈴鹿市指令 環第1305号 許可年月日 平成30年11月27日)

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更		<input type="checkbox"/>	戸籍住民課	4
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返納		<input type="checkbox"/>	戸籍住民課	4
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っている	●カードの返納 ※返納は義務ではありません。		<input type="checkbox"/>	戸籍住民課	4
年金	国民年金(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金)のみを受給していたとき	国民年金の手続き ●未支給年金・未支払給付金の請求 ●遺族基礎年金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課 または 津年金事務所	5
	国民年金に加入していたとき	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●死亡一時金の請求 ●寡婦年金の請求		<input type="checkbox"/>	保険年金課 または 津年金事務所	5
	農業者年金に加入している 又は受給している	農業者年金の手続き ●死亡に関する届出 ※手続きは、JA鈴鹿各支店で行います。		<input type="checkbox"/>	農業委員会 事務局	6
保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		<input type="checkbox"/>	保険年金課	6
	後期高齢者医療保険に加入している	後期高齢者医療保険の手続き ●被保険者証及び各種証の返還 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の振込口座の変更 ●送付先変更届(必要な場合のみ)		<input type="checkbox"/>	福祉医療課	7
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険の手続き ●介護保険被保険者証の返還 ●介護保険負担割合証の返還(お持ちの方のみ) ●介護保険負担限度額認定証の返還(お持ちの方のみ) ●介護保険料の精算(介護保険料過誤納金還付請求書の提出)※対象となる方のみ ●介護保険料過誤納金還付通知書等、介護保険関係書類の送付先変更届(必要な場合のみ)		<input type="checkbox"/>	長寿社会課・ 鈴鹿亀山地区 広域連合	7
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更		<input type="checkbox"/>	鈴鹿亀山地区 広域連合	8
高齢者	緊急通報システムを利用している	●緊急通報装置の撤去・返還		<input type="checkbox"/>	長寿社会課	8
	認知症高齢者等安心見守りシールの交付を受けている	●認知症高齢者等安心見守りシールの廃止届		<input type="checkbox"/>	長寿社会課	8
	認知症高齢者等安心見守り保険に加入している	●認知症高齢者等安心見守り保険の廃止届		<input type="checkbox"/>	長寿社会課	8
税金	市県民税が課税されている	●納税通知書・税額変更通知書等の送付先の指定		<input type="checkbox"/>	市民税課	9
	固定資産を所有している	●現所有者(相続人)代表の指定		<input type="checkbox"/>	資産税課	9
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の名義変更		<input type="checkbox"/>	資産税課	9
	納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●納付予定であった市税の手続き		<input type="checkbox"/>	納税課	10
	口座振替で納税している方 (納税義務者・納税管理人・相続人代表等)	●口座振替の変更または廃止手続き		<input type="checkbox"/>	納税課	10
	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している	●廃車・名義変更		<input type="checkbox"/>	市民税課	11

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
障がい	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	11
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当	●資格喪失届 ●未支給請求書(未支給が発生する場合のみ)		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	11
	特別児童扶養手当の支給対象児童 または受給者である	(特別児童扶養手当支給対象の児童の方) ●資格喪失届 (特別児童扶養手当を受給している方) ●資格喪失届、新規認定請求書 ●未支払手当請求書(未支給が発生する場合のみ)		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	12
	自立支援医療受給者証(精神通院)を 持っている	●受給者証返還届		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	12
	三重県心身障害者扶養共済の加入者等 (障がい者の保護者の方、障がい者の方、 扶養共済年金を受給している方)	(障がい者の保護者の方) ●年金給付請求書 (障がい者の方) ●弔慰金請求書 (扶養共済年金を受給している方) ●死亡届出書		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	12
	三重おもいやり駐車場利用証を 持っている	●三重おもいやり駐車場利用証の返還		<input type="checkbox"/>	障がい福祉課	13
	福祉医療費受給資格証(1 障がい者)を 持っている	●受給資格証の返還 ●振込口座の変更		<input type="checkbox"/>	福祉医療課	13
子ども	児童手当の支給対象児童 または受給者である	(児童手当支給対象の児童の方) ●受給事由消滅または額改定 (児童手当を受給している方) ●未支払請求、新規認定請求		<input type="checkbox"/>	子ども政策課	13
	児童扶養手当の支給対象児童 または受給者である	(児童扶養手当支給対象の児童の方) ●資格喪失または額改定 (児童扶養手当を受給している方) ●未支払請求		<input type="checkbox"/>	子ども政策課	14
	・福祉医療費受給資格証(2 一人親家庭等) (3 子ども)を持っている ・残られた世帯員が一人親家庭 (お子様が18歳未満)になられた方	●受給資格証の返還 ●振込口座の変更 ●一人親家庭等医療費受給資格申請 ※一人親家庭になられた方のみ		<input type="checkbox"/>	福祉医療課	14
市営住宅	市営住宅・改良住宅に入居している	●市営住宅入居継承承認申請 ●市営住宅返還 ●市営住宅同居者異動届		<input type="checkbox"/>	住宅政策課	15
森林	森林(地域森林計画の対象となっている 森林)を所有している	●森林法第10条の7の2第1項の規定による 届出		<input type="checkbox"/>	農林水産課	15
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		<input type="checkbox"/>	農業委員会 事務局	15

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	家庭裁判所
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル 電話:0120-151515 有料ダイヤル 電話:050-3786-5003
	上下水道	水道の閉栓・名義変更、振替口座の変更		<input type="checkbox"/>	鈴鹿市上下水道局お客様センター 電話:059-368-1671
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	住所地を管轄する警察署または運転免許センター
	パスポート	返納		<input type="checkbox"/>	旅券センター
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	法務局 (津地方法務局 鈴鹿出張所 電話:059-382-1171)
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	鈴鹿税務署 (神戸九丁目-2445 電話:059-382-0351)
	国債を所有していた方	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局
	軽自動車	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会三重事務所 (電話:050-3816-1779)または 鈴鹿市自家用自動車協会(電話:059-382-1075)
	普通自動車 バイク(125cc超)	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	中部運輸局三重運輸支局(電話:050-5540-2055) または鈴鹿市自家用自動車協会 (電話:059-382-1075)
故人が厚生年金(遺族厚生年金を含む)を受給していた、または故人が厚生年金加入中に亡くなったとき	厚生年金の手続き、厚生年金と国民年金の両方の手続き 未支給年金・未支払給付金の請求 遺族厚生年金の請求		<input type="checkbox"/>	津年金事務所 (〒514-8522 津市桜橋3-446-33 電話:059-228-9112)	
故人が共済年金を受給していた、または故人が共済年金加入中に亡くなったとき	各共済組合にお問い合わせください。		<input type="checkbox"/>	各共済組合	

市役所での手続き

世帯主である

手続き・持ち物

●世帯主の変更

- 届出人の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
届出人が故人と別世帯の場合は、委任状が必要です。
- ※もともと二人世帯であった方は世帯主変更の届出は不要です。

受付窓口

- 戸籍住民課
(電話:059-382-9132)
または各地区市民センター

期限

- ▶亡くなった日から14日以内

印鑑登録をしている

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返納

- 故人の印鑑登録証(カード)

受付窓口

- 戸籍住民課
(電話:059-382-9013)
または各地区市民センター

期限

- ▶速やかに

マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードを持っている

手続き・持ち物

●カードの返納

- 故人のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カード
- 届出人(代理人)の本人確認書類

期限

- ▶死亡された方のマイナンバーカード等の返納は、義務ではありません。

※死亡後の様々な手続きで、個人番号が必要になる可能性がありますので、返納される場合は、各種手続きを終えてからお願いします。

受付窓口

- 戸籍住民課 15番窓口(電話:059-327-5056)
- 鈴鹿市マイナンバーカードセンター(電話:059-382-1213)
または各地区市民センター

相続にまつわる色々な悩み… 誰に相談したらいいかわからない

こんなお悩みがある方はぜひ下記フローチャートで相談先をご確認ください!



Q 相続問題で
もめている、
もしくは将来
もめそうですか?

いいえ

登記について
お悩みがある **司法書士へご相談**

税金について
お悩みがある **税理士へご相談**

はい

弁護士へご相談

特に相続に関して**現実に紛争が発生**している場合の
対応・処理は、弁護士の専門分野になります
(弁護士法72条参照)

弁護士へのご相談は

すずか市民綜合法律事務所にお任せください

鈴鹿市役所
市民相談担当
弁護士



当事務所の特徴

- 1 「豊富な経験」と「高い技術」で
幅広いニーズに誠心誠意で対応
- 2 「地元出身弁護士夫婦」による「地域密着型の対応」
- 3 時間をかけたカウンセリングと万全のアフターフォロー

【法律相談予約専用】

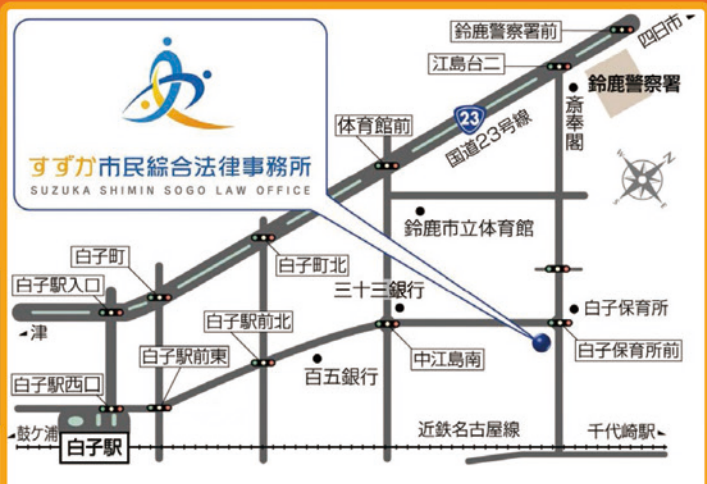
050-5887-7422

電話受付時間 10:00~18:00(土日祝を除く)

要予約 夜間相談いたします

法律相談
40分 4,500円

所在地 | 三重県鈴鹿市中江島町13-11 1A



鈴鹿警察署から車で2分

駐車場6台



年金の手続き

年金に関するお問い合わせ

◎津年金事務所 〒514-8522 津市桜橋3-446-33 電話:059-228-9112

◎保険年金課 国民年金グループ 電話:059-382-9401

国民年金(老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金)のみを受給していたとき

手続き・持ち物

●未支給年金・未支払給付金の請求 ●遺族基礎年金の請求

※請求について、まずは右記の窓口でご相談ください。

- 故人の年金証書 請求者の戸籍謄本
- 請求者の預貯金通帳
- 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード

上記以外に他の書類等も必要な場合があります。まずは、右記の窓口でご相談ください。

※厚生年金(遺族厚生年金を含む。)を受給していたときは、津年金事務所にお問い合わせください。

※共済年金を受給していたときは、各共済組合にお問い合わせください。

受付窓口

- 保険年金課
国民年金グループ
または津年金事務所

期限

- ▶亡くなった日から5年以内

国民年金に加入していたとき

手続き・持ち物

●遺族基礎年金の請求 ●死亡一時金の請求

●寡婦年金の請求

※請求について、まずは、右記の窓口でご相談ください。

- 故人の年金手帳 請求者の戸籍謄本
- 請求者の預貯金通帳
- 請求者のマイナンバーカードまたは通知カード

※遺族基礎年金請求には死亡診断書のコピーも必要です。

上記以外に他の書類等も必要な場合があります。まずは、右記の窓口でご相談ください。

※厚生年金加入中に亡くなったときは、津年金事務所にお問い合わせください。

※共済年金加入中に亡くなったときは、各共済組合にお問い合わせください。

受付窓口

- 保険年金課
国民年金グループ
または津年金事務所

期限

- ▶遺族基礎年金・寡婦年金の請求
亡くなった日から5年以内
- ▶死亡一時金の請求
亡くなった日から2年以内

農業者年金に加入している又は受給している

亡くなられた方が農業者年金の加入者又は受給者であった場合、死亡した旨の届出が必要です。

手続き・持ち物

農業者年金の手続き

- 死亡に関する届出
- 農業者年金証書
- 亡くなられた方の死亡日が確認できる戸籍謄本等

※未支給年金等の請求には必要な書類が異なりますので、右記の窓口でご相談ください。

受付窓口

- 農業委員会事務局
(電話:059-382-9018)
※手続きは、JA鈴鹿各支店で行います。

期限

▶速やかに

国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

国民健康保険の手続き

- 各種証の返納
- 国民健康保険被保険者証または被保険者資格証明書
- (該当者のみ)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証

※世帯主が亡くなられた場合は、世帯の国民健康保険加入者全員分をお持ちください。

- 葬祭費の支給申請

- 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ※届出人が葬祭執行者と別世帯の場合は、委任状が必要です。
- 葬祭執行者を確認できるもの(会葬礼状など)
- 振込先の口座番号のわかるもの

受付窓口

- 保険年金課
(電話:059-382-7605
FAX:059-382-9455)
または各地区市民センター
※郵送での手続きも可能です。

期限

- ▶ 各種証の返納
速やかに
- ▶ 葬祭費の支給申請
葬祭を行った日の翌日から2年以内

その他

- 世帯主が亡くなられた場合、世帯の国民健康保険加入者の被保険者証等が変更となります。変更後の被保険者証等は、新しい世帯主宛てに郵送します。
- 故人の保険料について、ご連絡させていただきますので、連絡先を指定してください。
 - ① 保険料を再計算して、翌月以降に通知します。
 - ② 保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので、期限までに納付してください。
 - ③ 保険料の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類をお送りしますので、早めに提出してください。

後期高齢者医療保険に加入している

手続き・持ち物

後期高齢者医療保険の手続き

- 被保険者証及び各種証の返還
- 葬祭費の支給申請
- 高額療養費等の振込口座の変更
- 送付先変更届(必要な場合のみ)
- 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 亡くなられた方の被保険者証及び各種証
- 亡くなられた方及び葬祭執行者を確認できる書類(会葬礼状など)
- 通帳(葬祭執行者・相続人代表者)

受付窓口

- 福祉医療課
(電話:059-382-7627
FAX:059-382-9455)
または各地区市民センター
※郵送での手続きも可能です。

期限

- ▶ 被保険者証及び各種証の返還・・・速やかに
- ▶ 葬祭費の支給申請・・・葬祭を行った日の翌日から2年以内
- ▶ 高額療養費等の振込口座の変更・・・速やかに

65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

介護保険の手続き

- 介護保険被保険者証の返還
- 介護保険負担割合証の返還(お持ちの方のみ)
- 介護保険負担限度額認定証の返還(お持ちの方のみ)
- 介護保険料の精算(介護保険料過誤納金還付請求書の提出)
※対象となる方のみ
- 介護保険料過誤納金還付通知書等、介護保険関係書類の送付先変更届(必要な場合のみ)

送付先変更届を提出される場合は、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)が必要です。

受付窓口

- 長寿社会課
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)

期限

- ▶ 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の返還に期限はありません。介護サービス費の支払いが全て完了後、ご返還ください。
- ▶ 亡くなられてから介護保険料過誤納金還付通知書が発送されるまで、通常で2～3か月かかります。
- ▶ 介護保険料過誤納金還付請求書(介護保険料過誤納金還付通知書に付属しています)は、発送の日から1か月以内にご提出ください。

高額介護サービス費等の支給を受けている

手続き・持ち物

- 振込口座の変更

受付窓口

- 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 給付グループ
(電話:059-369-3201 FAX:059-369-3202)

期限

- ▶支給手続きのため、お早めに手続き願います。

緊急通報システムを利用している

手続き・持ち物

- 緊急通報装置の撤去・返還

受付窓口

- 長寿社会課
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)

期限

- ▶できるだけ速やかにご連絡ください。

認知症高齢者等安心見守りシールの交付を受けている

手続き・持ち物

- 認知症高齢者等安心見守りシールの廃止届

受付窓口

- 長寿社会課
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)

期限

- ▶できるだけ速やかにご連絡ください。

認知症高齢者等安心見守り保険に加入している

手続き・持ち物

- 認知症高齢者等安心見守り保険の廃止届

受付窓口

- 長寿社会課
(電話:059-382-7935 FAX:059-382-7607)

期限

- ▶できるだけ速やかにご連絡ください。

市県民税が課税されている

今後、納税通知書や税額変更通知書などをお送りするときの送付先をお届けください。

手続き・持ち物

- 納税通知書・税額変更通知書等の送付先の指定
 - 手続きする方の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
手続きする方と送付先に指定する方が異なる場合は、委任状が必要です。
 - 法定相続人と異なる方を送付先に指定する場合は、相続内容を証する書類(例:公正証書など)の写し

受付窓口

- 市民税課
(電話:059-382-9446)

期限

- ▶速やかに

固定資産を所有している

手続き・持ち物

- 現所有者(相続人)代表の指定
 - 来庁者及び代表として指定する方の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
 - 法定相続人と異なる方を代表として指定する場合は、相続内容を証する書類(例:公正証書など)の写し

受付窓口

- 資産税課 管理グループ
(電話:059-382-9007)

期限

- ▶現所有者(相続人)であると知った日の翌日から3か月を経過した日まで

未登記家屋を所有している

手続き・持ち物

- 未登記家屋の名義変更
 - 遺産分割協議書などの相続を証明する書類
(印鑑登録証明書添付)
 - 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本
(全部事項証明書)
 - 相続人全員の戸籍抄本(個人事項証明書)
 - 相続関係説明図
(被相続人と相続人の相続関係を図示したもの)
 - 新所有者の住民票

受付窓口

- 資産税課 家屋グループ
(電話:059-382-9007)

期限

- ▶速やかに

納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

今後の納税に関する手続き、また市税を故人の口座から口座振替していた場合、口座振替の変更または廃止の手続きが必要です(本人名義以外の口座から振り替えていた場合も同様です)。

手続き・持ち物

●納付予定であった市税の手続き

- 死亡された方の納税通知書や領収書
- 同一世帯以外の相続人の方がお越しいただく場合は、相続関係が確認できる書類(戸籍謄本など)のご提示が必要です。

受付窓口

●納税課

(電話:059-382-7831、
059-382-9008)
または各地区市民センター

期限

▶速やかに

口座振替で納税している方(納税義務者・納税管理人・相続人代表等)

手続き・持ち物

●口座振替の変更または廃止手続き

- 希望される口座振替の預貯金通帳
- 通帳の届出印
- 納税通知書(納付書)

受付窓口

●納税課

(電話:059-382-7831、
059-382-9008)
または各地区市民センター

- 下記の取扱金融機関
百五銀行 三十三銀行
北伊勢上野信用金庫
東海労働金庫 中京銀行
三菱UFJ銀行 ゆうちょ銀行
鈴鹿農業協同組合
東日本信用漁業協同組合
連合会(三重県内の店舗に限る。)

期限

▶口座振替を開始するには、
手続きに約1か月かかります
のでお早めにお手続きく
ださい。

【郵送による手続きの場合】
納税課までご連絡いただければ
口座振替依頼書を送付します。

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

手続き・持ち物

- 廃車・名義変更
- ナンバープレート(廃車の場合)
- 標識交付証明書
- 届出人の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

期限

- ▶ 速やかに
(ただし、4月2日以降に廃車の手続きをされた場合は、その年度の軽自動車税種別割が課税されますので、ご注意ください。)

受付窓口

- 市民税課(電話:059-382-9006)
または各地区市民センター

次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

- 各種障害者手帳の返納
- 各種障害者手帳

受付窓口

- 障がい福祉課
(電話:059-382-7626 FAX:059-382-7607)

期限

- ▶ 速やかに
(ただし、確定申告等の手続きで手帳が必要となる場合は、各種手続きの終了後に返納していただいて構いません。)

次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

手続き・持ち物

- 資格喪失届
- 未支給請求書(未支給が発生する場合のみ)
- 未支給額請求者の通帳

期限

- ▶ 事由発生後、概ね14日以内

受付窓口

- 障がい福祉課
(電話:059-382-7626 FAX:059-382-7607)

この度は心よりおくやみ申し上げます。

手続き一覧を見て気が重くなっていませんか。
その手続き、当センターが支援させていただきます。

おくやみ手続き支援センター にご相談ください



こんな事でお困りでは
ございませんか？

- なにから手を付けていいのかわからない
- やる事が多すぎて何からやればいいのかかわからない
- 手続き可能な平日は仕事をしていて動けない
- どの手続きが必要なかわからない
- 期限がある手続きの期日がいつかわからない



当センターでは皆様に寄り添う、3つのプランをご用意しております。

お助け相続プラン

20万円(税込)

頂いた情報に基づき
相続手続きを
お助けするプラン

安心相続プラン

35万円(税込)

頂いた情報に基づき
相続手続きを一緒に進める
安心プラン

しっかり相続プラン

40万円～(税込)

一括してすべての相続手続き～
今後の対策まで当センターで
完了するしっかりプラン

その他、不動産や
保険についてのご相談にも
幅広く対応しております。

相続
手続き

遺品整理

不動産

保険

【遺品整理/不動産/保険 対応】 株式会社Clear 宅地建物取引業者：許可番号 三重県知事(1)第3753号

ご家族様はお気持ちの整理やご家族様にしか出来ないことに時間をお使いください。
どうぞ一人で抱えず悩まず、お気軽にお問合せ・ご相談ください。

お問合せ先

☎059-329-6537

受付時間 平日9:00～19:00

定休日 土・日・祝日

相談
無料

※定休日でも予約面談は可能です。お忙しい方もお気軽にご相談ください
※ご相談時ご希望頂ければご自宅まで相談員が伺わせていただきます

おくやみ手続き支援センター 運営：行政書士法人OULAP

所在地/四日市市東坂部町2068-3

HPはこちら/



特別児童扶養手当の支給対象児童または受給者である

手続き・持ち物

(特別児童扶養手当支給対象の児童の方)

●資格喪失届

(特別児童扶養手当を受給している方)

●資格喪失届、新規認定請求書

●未支払手当請求書(未支給が発生する場合のみ)

特別児童扶養手当証書

未支払分を受給する児童及び新請求者名義の通帳

受付窓口

●障がい福祉課

(電話:059-382-7626

FAX:059-382-7607)

期限

▶事由発生後、概ね14日以内

自立支援医療受給者証(精神通院)を持っている

手続き・持ち物

●受給者証返還届

自立支援医療受給者証(精神通院医療)

受付窓口

●障がい福祉課

(電話:059-382-7626

FAX:059-382-7607)

期限

▶事由発生後、概ね14日以内

三重県心身障害者扶養共済の加入者等 (障がい者の保護者の方、障がい者の方、扶養共済年金を受給している方)

手続き・持ち物

(障がい者の保護者の方)

●年金給付請求書

(障がい者の方)

●弔慰金請求書

(扶養共済年金を受給している方)

●死亡届出書

手続き内容により、必要なものが異なりますので、受付窓口でお尋ねください。

受付窓口

●障がい福祉課

(電話:059-382-7626

FAX:059-382-7607)

期限

▶速やかに

三重おもいやり駐車場利用証を持っている

手続き・持ち物

- 三重おもいやり駐車場利用証の返還
- 三重おもいやり駐車場利用証

受付窓口

- 障がい福祉課
(電話:059-382-7626
FAX:059-382-7607)

期限

- ▶ 速やかに

福祉医療費受給資格証(1 障がい者)を持っている

手続き・持ち物

- 受給資格証の返還
- 振込口座の変更
- 福祉医療費受給資格証(1 障がい者)
- 相続人代表の通帳

受付窓口

- 福祉医療課
(電話:059-382-2788
FAX:059-382-9455)
または各地区市民センター

期限

- ▶ 速やかに

児童手当の支給対象児童または受給者である

手続き・持ち物

- (児童手当支給対象の児童の方)
- 受給事由消滅または額改定
- (児童手当を受給している方)
- 未支払請求、新規認定請求
 - 来庁者の本人確認書類
 - 未支払分を受給する児童及び新請求者名義の通帳
 - 新請求者の個人番号が確認できるもの
 - 新請求者の健康保険証の写し
(その他状況により別途必要書類を求める場合あり)

受付窓口

- 子ども政策課
(電話:059-382-7661)

期限

- ▶ 亡くなった翌日から
15日以内

児童扶養手当の支給対象児童または受給者である

手続き・持ち物

(児童扶養手当支給対象の児童の方)

●資格喪失または額改定

(児童扶養手当を受給している方)

●未支払請求

- 来庁者の本人確認書類
- 未支払分を受給する児童の通帳

受付窓口

- 子ども政策課
(電話:059-382-7661)

期限

- ▶亡くなった翌日から
15日以内

・福祉医療費受給資格証(2 一人親家庭等)(3 子ども)を持っている ・残られた世帯員が一人親家庭(お子様が18歳未満)になられた方

手続き・持ち物

(福祉医療費受給資格証をお持ちの方)

●受給資格証の返還

●振込口座の変更

(一人親家庭になられた方)

●一人親家庭等医療費受給資格申請

- 来庁者の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

(福祉医療費受給資格証をお持ちの方)

- 福祉医療費受給資格証(2 一人親家庭等)
- 福祉医療費受給資格証(3 子ども)
- 相続人代表の通帳

(一人親家庭になられた方)

- 本人及び子どもの健康保険証
- 振込口座

受付窓口

- 福祉医療課
(電話:059-382-2788
FAX:059-382-9455)
または各地区市民センター
(一人親家庭等医療費受給
申請を除きます。)

期限

- ▶速やかに

市営住宅・改良住宅に入居している

手続き・持ち物

(名義人の死亡後、同居人が引き続き入居したいとき)

●市営住宅入居承継承認申請

- 名義人の死亡日がわかる書類(住民票の写し、戸籍謄本(全部事項証明書)、死亡届の写しなど)
- 名義人と申請者の続柄がわかる書類(住民票の写し、戸籍謄本(全部事項証明書)など)
- 申請者と新たな連帯保証人の印鑑登録証明書(各1通)
- 新たな連帯保証人の所得がわかる書類(所得課税証明書、源泉徴収票など)

(名義人が死亡し、市営住宅を明け渡したいとき)

●市営住宅返還

退去検査を行い、修繕か所の確認や敷金の精算を行います。

(同居人が死亡したとき)

●市営住宅同居者異動届

- 同居人の死亡日がわかる書類(住民票の写し、戸籍謄本(全部事項証明書)、死亡届の写しなど)

受付窓口

- 住宅政策課
(電話:059-382-7616)

期限

- ▶速やかに

森林(地域森林計画の対象となっている森林)を所有している

手続き・持ち物

●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

- 森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- 森林の土地の権利を取得したことがわかる書類(登記事項証明書(写し可)など)

受付窓口

- 農林水産課
(電話:059-382-9017)

期限

- ▶所有者となった日から90日以内

農地を相続された方

亡くなられた方が農地を所有している場合、相続された方は農地の権利を取得した旨の届出が必要です。

手続き・持ち物

●農地法第3条の3第1項の規定による届出

受付窓口

- 農業委員会事務局
(電話:059-382-9018)

期限

- ▶権利の取得を知った日から概ね10か月以内

おくやみコーナーの利用について

ご家族の方がお亡くなりになると、さまざまな申請・届出手続きが必要になります。

ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、手続きを支援する専用窓口として、おくやみコーナーを設置しています。

おくやみコーナーでは、市役所で必要な手続きの案内や書類作成のお手伝いをします。



受付 平日9時～16時(12時～13時を除く)
※予約制

ところ 市役所1階 戸籍住民課(④番窓口と⑤番窓口の間 17ページのフロアマップ参照)

申込み 前日までに、電話で来庁日時を戸籍住民課おくやみコーナー
(電話:059-382-9220 受付:平日8時30分～17時15分)へ

※事前に、亡くなられた方の持ち物(各種保険証や手帳、通帳)などを整理いただくとともに、ご本人様がどのようなサービスを受けていたのかご確認願います。

※手続きの内容によっては、一度のご来庁で完了しないものがありますので、ご了承ください。

※各種手続きには、亡くなられた方の保険証・各種手帳などが必要です。必要な手続きを担当課と確認後、追加の持ち物などがある場合は、改めて案内いたします。

※おくやみコーナーを利用せずに、直接担当課や各地区市民センターで受け付けできる手続きがあります。

※来庁される方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)が必要です。

【メモ】 予約日時 月 日() :

フロアマップ

おくやみコーナー 市役所1階 戸籍住民課へお越しください。



鈴鹿市役所 本庁舎 (所属名称・配置等が変更になる場合があります。)

故人がお住まいだった住宅が空き家となる場合、 又は故人が空き家を所有している場合

故人がお住まいだった建物や土地は、たとえ相続登記の手続きがされていなくても、相続人が責任を持って適切に維持管理する義務があります。

建物は使用しないことで老朽化が急激に進みます。もし瓦や外壁の一部が飛散したり、塀や樹木が倒れたりするなどして、他の人や建物、車などに被害が及んだ場合、損害賠償を請求される可能性があります。

また、草木が繁茂し、野生動物が住み着いたり、害虫が発生するなどして近隣の住民などに迷惑をかけることもあります。適切な管理に努めましょう。

相続登記をしましょう

名義が変更されていない建物や土地は、売却や賃貸をする際に契約の手続きができないため、速やかに登記手続きを行いましょ。令和6年4月1日からは相続登記が義務化されます。

空き家の利活用・処分を検討しましょう

空き家を今後使用する予定がない場合は、遺品整理をし、売却・賃貸・解体を検討しましょう。

各種制度を利用しましょう

空き家の有効活用をお考えの方

空き家の売却・賃貸をご希望の場合は「**鈴鹿市空き家バンク制度**」をご利用ください。空き家の情報をホームページ上に公開し、購入・賃貸を希望する方とのマッチングを支援します。



空き家の処分や相続についてお困りの方

空き家無料相談会を開催しています。空き家に関するさまざまな相談に専門家がお応えします。



空き家の譲渡所得の 3,000万円特別控除

空き家を相続してから3年後の年末までに売却するなど一定の基準を満たす場合、譲渡所得から3,000万円が特別控除されます。詳細は税務署にお問い合わせください。

空き家に関して何かあったとき、空き家の所有者の連絡先がわからないと連絡が取れません。何かあったときのために、近所の方や自治会とは連絡先を交換しておきましょう。

問合せ先 住宅政策課 電話:059-382-7616



相続手続

～身近な人が亡くなられた後の手続きについて～

主人が先月亡くなったけど
銀行のお金や自宅は一人で相続して大丈夫？
子どもたちにも分けるべき？

銀行の解約には何が必要？
口座が凍結されてしまうのは本当？

期限があるの？

仕事を何日も休めなくて
時間がとれない。

何から手を付けていいかわからない。
何をすればいいか教えて欲しい。



まずはお気軽にご相談ください

初回相談は無料です。「悩み」「疑問」など遠慮なくご相談ください。
財産の内容や相続人の状況により、必要な手続きは異なります。
知識を持った専門家がお話しを伺いアドバイス致します。
必要に応じて行政書士や司法書士、社労士等と連携しご案内させて頂きます。

相続税申告の作成も行っております。
相続税に関しての心配事も
ご相談ください。

戸籍の収集	3,300円+実費※
銀行口座の解約	11,000円/1口座
法定相続情報一覧図の作成	33,000円
各種相続手続き	別途見積り

※実費は戸籍収集に係る費用です。

お問い合わせ先

☎ **059-392-5775**

【受付時間】9:00～17:00
【定休日】土曜日、日曜日、祝日

<https://www.souzoku-suzuka.com/>

相続支援センター鈴鹿

(運営:菅原会計税理士法人)

所在地/鈴鹿市西条5-40-1



ともに、時をつなぐ。



※弊社CM「時のように、人はよりそう」篇、スチール写真

鈴鹿市の不動産に関するご相談は弊社にご用命ください。

相続・空き家・空き地など、先を見据えて的確にサポートいたします。

 Dsalon	 CSC	 士業紹介サービス	 仲介手数料制度	 書類作成サービス
 不動産調査	 送迎サービス	 Tポイント	 紹介制度	<p>9つのサービス 詳細はこちら</p> 



※本社外観 "Dsalon" 設置店

ともに、時をつなぐ。

第一不動産販売
0120-171-172

daiichi-re.co.jp



本社は、伊勢鉄道「玉垣駅」目の前、西側すぐにあります。

(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 三重県知事(5)2840号
株式会社第一不動産販売 営業時間 10:00-18:00 水曜日休日

本社 〒513-0817 三重県鈴鹿市桜島町 7-6-3【Dsalon設置店】

四日市店 〒513-0817 三重県四日市市諏訪町 3-16 東歯科ビル 203